

供 給 契 約 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

1 品目、数量等

---



---

2 納入期限 令和 年 月 日

3 納入場所

4 契約保証金 水戸市財務規則第136条第1項第7号適用

5 支払場所 水戸市会計課

上記について、発注者水戸市と受注者 とは、次の条項により供給契約を締結する。

第1条 受注者は、発注者の示す仕様書及び図面又は見本その他発注者の指示に従い、頭書の供給をしなければならない。

第2条 供給物品の受け渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

第3条 発注者は、受注者の請求書を受理した日から30日以内に請求代金を受注者に支払うものとする。

第4条 受注者は、この契約に関し暴力団等（水戸市物品調達からの暴力団等の排除に関する要項（平成24年水戸市告示第50号）第2条に規定する暴力団等をいう。）から暴力的要求行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第7号に規定する暴力的要求行為をいう。）又は物品調達に対する妨害行為を受けたときは速やかに市長に報告し、並びに水戸警察署その他の捜査機関に通報し、及び捜査へ協力するものとする。

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 発注者は、受注者が正当な理由なくしてこの契約に定める義務を履行しないとき、又は受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、警察署その他の捜査機関から提供された情報等により受注者が水戸市物品調達からの暴力団等の排除に関する要項別表に掲げる要件に該当することが判明したときは、この契約を解除することができる。

第7条 この契約書に定めるもののほか、受注者は、この契約の履行に関して日本国の法令及び本市の条例、規則等を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 水戸市中央1丁目4番1号  
水戸市  
水戸市長 高 橋 靖 印

受注者 住所又は所在地  
名称又は商号  
代表者職氏名 印